

成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための実効性ある施策を早急に実現することを求める決議

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下「民法改正法」という。)が、2022年(令和4年)4月1日に施行された。

一般に、社会経験・知識・判断力に乏しい若年者は、悪質商法の被害に遭いやすいが、未成年者については、民法第5条第2項が定める未成年者取消権により保護されてきた。

しかし、民法改正法の施行により、18歳、19歳の若年者は未成年者取消権を失うこととなったので、これらの者が悪質商法の被害に遭った際の救済が困難となり、消費者被害が拡大することが強く懸念される。

当連合会は、国に対し、成年として新たな一步を踏み出したばかりの若年者が消費者被害に遭うことを防ぐため、社会経験・知識・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を早急に創設することを求める。

さらに、全ての高校生に、より実践的な消費者教育を推進するため、消費者の権利と責任、消費生活においてトラブルに巻き込まれた際の対処方法等に関する知識を定着させるための授業実施計画の策定や実施のために必要となる予算措置を講じることを求める。

2022年(令和4年)11月11日

四国弁護士会連合会

## 提 案 理 由

### 1 民法改正法の問題点

- (1) 18歳、19歳の若年者は、高校生、大学・専門学校の1年生・2年生、あるいは高校卒業後就職して間もない社会人であり、進学、就職、転居等に伴い、大学・専門学校への入学契約、労働契約、賃貸借契約等の様々な契約を締結して、社会と接触する機会が多くなる。

これら若年者が、リスクを十分把握しないままに、サイドビジネス商法、マルチ商法、キャッチセールス等の悪質商法の消費者被害に巻き込まれる事例が多数あり、民法改正法施行までは、未成年者取消権を用いることで救済されていた。

しかし、民法改正法により、18歳、19歳の若年者の未成年者取消権が失われることとなったため、これら若年者が違法又は不当な契約を締結させられたときには、消費者契約法、特定商取引法等に定める取消権等の限定的な救済方法しか利用できなくなった。

そして、これらの救済手段も利用できない場合には、多額の負債を抱えて生活に困窮する、生活に困窮した結果、進学等を諦めてしまうといった重大な結果を招くことが予想された。

また、未成年者取消権という悪質な事業者に対する抑止力の範囲が狭まることによって、若年者に対する消費者被害が更に拡大するおそれが懸念された。

- (2) 民法改正法が成立した平成30年当時、消費者被害の拡大のおそれなどの問題点の解決に資する施策、法整備が十分に実施されていなかったため、平成30年6月12日、参議院法務委員会において全会一致で「民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（以下「附帯決議」という。）がなされた。

附帯決議では、政府に対し、民法改正法の施行に当たって、①知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること（法成立後2年以内）、②自立した消費者を育成するための教育の在り方を質

量共に充実させるという観点から、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を実施し、全国の高等学校等における実践的な消費者教育の実施を図ること、③18歳、19歳の若年者への周知徹底や、若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、④若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講ずることなどについて、格別の配慮をすべきであるとされた。

## 2 成年年齢引下げに伴う消費者被害拡大防止のための実効性ある施策が十分に実施されていないこと

- (1) 2022年（令和4）6月7日に公表された消費者白書によれば、2017年（平成29年）から2021年（令和3年）までの15歳から29歳までの消費生活相談のうち、15歳から19歳までの相談については、件数が約1万2900件から約2万0400件、平均契約購入金額が約12万円から約20万円で推移し、20歳から24歳までの相談については、件数が約3万6700件から約4万6500件、平均契約購入金額が約41万円から約48万円で推移している。若年者の消費者トラブルは、成年年齢に達した後に急増し、契約購入金額も高額となる傾向がある。

また、消費者白書は、15歳から29歳までの若者の消費者トラブルが特に多い分野として、サイドビジネス商法、情報商材、クレ・サラ強要商法、マルチ商法等のもうけ話に関するトラブル、美容医療、脱毛エステに関するトラブル、定期購入に関するトラブルを挙げており、もうけ話に関するトラブルについては、20歳から24歳までの相談件数が多いことを指摘している。

このように、若年者の消費者トラブルは、成年年齢に達した後に拡大している。

民法改正法施行後において、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害拡大を防ぐためには、前項(2)の①ないし④で述べられたような施策の実現が必要であるところ、国は、これらの施策を十分に実施していない。

- (2) すなわち、前項(2)①について、つけ込み型不当勧誘の取消権の創設は、民

法改正法成立後2年以内という期限を既に徒過しているにもかかわらず、未だ目途は立っていない。2022年（令和4年）6月1日に成立した消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）においても、つけ込み型不当勧誘の取消権は明記されなかった。

若年者の消費者被害拡大のおそれなどの問題点の解決に資する施策としては、18歳、19歳が民法の未成年者取消権を失うことに匹敵する保護施策が必要であり、そのためには、消費者契約法において、社会経験・知識・判断力不足に付け込んで締結された契約の包括的取消権を早急に創設すべきである。

- (3) 前項(2)②③④について、2021年度（令和3年度）までに「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」や「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」が実施され、2022年度（令和4年度）以降は、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」が実施されている。そして、2022年（令和4年）4月以降に実施されている高等学校学習指導要領では、公共、家庭科基礎の授業において、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組みを学習するものとされている。

しかし、高等学校学習指導要領では、公共と家庭科基礎の授業時間は合計週4時間にとどまり消費者教育に充てることのできる時間は限定されているだけでなく、教育の現場では、所定の教材を通じた概括的な教育手法がとられるため、授業実施直後は一定の理解が得られる反面、知識が十分に定着せず、時間の経過とともに学習効果が低下する可能性が高い。現に、消費者庁が2020年（令和2年）12月22日に公表した「徳島県における『社会への扉』を活用した授業の実施効果に関する報告書（平成29年度～令和元年度総括）」においても、授業前の正答率が低い事項（契約の基礎である「契約の成立時期」、「契約の解約」等）は、授業後に正答率が一時的に高まっても、時間の経過による正答率の下落幅が大きいことが指摘されているところである。

そうすると、今後の消費者教育においては、単に「社会への扉」を使用し

た授業の普及だけでなく、知識を定着させるための継続的な授業の実施、授業時間数の確保、授業や教材の工夫等が必要になるというべきであり、全ての高校生に、より実践的な消費者教育を推進するため、消費者の権利と責任、消費生活においてトラブルに巻き込まれた際の対処方法等に関する知識を定着させるための授業実施計画の策定や実施のために必要となる予算措置を講じるべきである。

以上